

「～ひとり親家庭の自立をサポートする～」

「 YELL ながさき メールマガジン Vol.119 2020.4.30 配信

「-----

このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

「 I N D E X -----

- ・ 特集 …… 民事執行法改正「第三者からの情報取得手続」新設
- ・ 5月の予定 …… YELL ながさき 定期法律相談
- ・ お知らせ …… 5月19日（火）は西洋館休館日に伴い YELL ながさきはお休みです
- ・ 編集後記 …… LINEによる相談を実施しております。

■ 特集 -----

◆ 民事執行法改正「第三者からの情報取得手続」新設

上記改正が2020年（令和2年）4月1日に施行されました。前回のメールマガジンで特集しました『財産開示手続』と併せて、「取り決めた養育費を不払いにしている相手方からの回収」という点で、有効性の高いものとなっております。下記にて「養育費の回収」という観点から少し説明させていただきます。

養育費の金額や支払い時期が明確に記載された調停調書、審判書、判決書、仮執行宣言付判決を得た、公正証書（強制執行認諾条項付）

等といった「債務名義」を有する方が「第三者からの情報取得手続」を裁判所に申立をして、強制執行（差し押さえ）の申立に必要な情報を下記に命じて提供してもらうことです。

①養育費支払義務者の預貯金等情報は、『銀行等の金融機関』

②養育費支払義務者の不動産情報は、『登記所』

③養育費支払義務者の勤務先情報は、『市町村・年金機構等』

※②と③に関しては、先行して「財産開示手続」を申立てる必要がございます。

このように上記『』でくくっている第三者から、養育費支払義務者の財産に関する情報を得られるようになりました。

YELL ながさきでは養育費に関するお悩みも含めて相談を承ります。また弁護士による定期法律相談を毎月第三水曜日 13 時～16 時にお一人様 1 回 30 分（事前予約制）で実施しております。

取り決めた養育費を不払いにしてる相手方に対して、財産開示手続や第三者からの情報取得手続を活用して回収する等の専門的なアドバイスもご相談できますので、是非お問合せください。

■ 5 月の予定 —————

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

5 月 20 日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

5 月の担当弁護士は池内 愛 弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

池内愛法律事務所ホームページ <http://ai-lo.com/>

※現在の予約の空き状況は 14 時からのご相談・14 時 30 分からのご相談の 2 枠となっております。

※日程等合わない場合はご相談ください。

※現在の世情により来所しての相談が心配な場合は、電話法律相談

